

令和 6 年度大井町第 6 次総合計画後期基本計画策定調査委託 仕様書

1 委託業務名

令和 6 年度大井町第 6 次総合計画後期基本計画策定調査委託

2 業務の目的

町政運営の指針となる第 6 次総合計画の前期基本計画が令和 7 年度に実施期間の最終年度を迎えることから、後期基本計画を策定する。

計画の策定にあたっては、町政の現状と課題を整理するとともに、幅広く町民の意見やニーズを取り入れる必要がある。また、デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、地方版総合戦略と一体的な策定を行うため、豊富な経験と高度な情報収集・分析能力を有する事業者による、専門的な支援を得ることを目的とする。

3 基本条件

(1) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日まで

(2) 委託料の上限

5,423,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額(10%)を含む。）

(3) 委託内容

業務の内容一式とし、委託料の範囲内で契約時に決定する。

4 業務の内容

(1) 住民意識の調査・分析

ア 住民意識調査の実施(※提案内容に基づき実施)

- ・調査票の設問設計、調査票の印刷、発送・回収（封筒作成、ラベル用紙、郵送費の負担を含む）及び集計・分析
- ・標本抽出・ラベル印刷は町が実施

【参考】大井町第 6 次総合計画

標本数 3,000、16 歳以上の住民から抽出、有効回収率 30.6%

イ 大井町まちづくり会議による町民の意見の把握(※提案内容に基づき実施)

- ・総合計画に町民の意見を反映させるための会議形態・開催方法等の提案、準備、出席、司会進行、ファシリテーター、記録作成等

(2) 町政の調査・分析

ア 職員意識調査の実施(※提案内容に基づき実施)

- ・調査票の設問設計、調査票の印刷、集計・分析（配布・回収は町が実施）

【参考】大井町第 6 次総合計画

全職員(約 140 名)を対象とし、住民意識調査と同時に実施

イ 施策・事業の調査の実施

- ・現行施策・事業の調査・分析

- ・新規施策・事業の調査（他団体の先進的事例を含む）

（３）計画検討にあたっての提案

次の事項について、計画検討にあたっての提案

ア 後期基本計画における課題の設定

イ 主要施策

ウ 後期基本計画＜第１次素案＞

エ 総合戦略施策案の検討

※町では、「第２期大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「大井町戦略事業」として「大井町第６次総合計画」に内包している。本業務においては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や、神奈川県「第３期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を踏まえ、次期総合戦略における見直しの方向性及び総合計画との関連性について提案すること。

（４）庁内会議等の運営支援

受託業者は、業務の遂行上必要に応じ、総合計画審議会をはじめとする庁内会議等の資料作成や出席等の運営支援（合計４回程度）を行う。

（５）自由提案

受託業者は、必要に応じて、上記（１）から（４）以外に次の事項に関する提案を行うことができる。

- ・町民や職員がより計画策定に（興味や意識等を持って）携われるような提案
- ・目的達成のための有効な取組・調査等

５ 成果品

（１）住民・職員意識調査集計・分析報告書（簡易製本）

２００部

（２）上記（１）、後期基本計画＜第１次素案＞等の電子データ

（ワード、エクセル形式等）

ＣＤ－ＲＯＭ（１式）

６ 業務打合せ等

- （１）受託業者は、業務着手前に業務実施計画書、行程表等を大井町に提出し、承認を得るものとする。
- （２）受託業者は、大井町の指示に従い、業務の進行について打合せを行うものとする。
- （３）その他調査に必要な現地調査等については、大井町と協議して行うものとする。
- （４）打合せ等に必要な資料作成及び会議開催経費等は、委託料に含まれるものとする。
- （５）受託業者は、大井町が必要と認める打合せには必ず参画するものとする。
- （６）本仕様書に明記のない事項についても業務履行上必要となるものは、大井町と協議の上、これを行うものとする。

７ 資料の収集

- （１）受託業者は、業務の遂行上必要な資料について、受託業者の責任と負担において収集するものとする。

- (2) 大井町は、業務の遂行上必要な資料について、受託業者の要求に基づき適宜それを貸与するものとする。ただし、これら貸与する資料は、大井町の許可なく他に公表し、又は貸与してはならない。また、受託業者は、返却指定日又は業務の完了後ただちに貸与された資料を返却しなければならない。

8 疑義

受託業者は、業務の内容に疑義が生じた場合には、大井町と協議し明確にするものとする。

9 秘密保持及び中立性の義務

受託業者は、大井町の許可なく調査の結果を公表し、若しくは貸与し、又は他の目的に使用してはならない。

また、本業務の遂行時は常に中立性を保ち、業務上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。